最終更新日：2017年6月29日

株式会社スターフライヤー
代表取締役社長執行役員　松石　禎己
問合せ先：取締役常務執行役員　柴田　隆
証券コード：9206
http://www.starflyer.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

株式会社スターフライヤー（以下、「当社」とします。）は、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保し、取締役会を中心として株主に対する受託者責任および説明責任を果たすとともに、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることが統治のしくみ（コーポレートガバナンス）の要諦であると考え、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

これらの実践のため、当社が具体的に取り組むべきことを明確にすること、ならびに株主の皆様への説明責任を果たすため、「スターフライヤー コーポレートガバナンス方針」を制定し、次の当社ホームページにて公表しています。
http://www.starflyer.jp/

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
当社は、政策保有株式として、上場株式を保有しておりません。また、現時点では政策的に他社の株式を所有する予定はありません。

【原則1-7　関連当事者の取引】
当社は、「その他の関係会社の子会社」である全日本空輸株式会社と、コードシェアによる共同運航、航空機燃料の購入などの取引を行っております。

当社は、同社を含むANAホールディングス株式会社グループ（ANAグループ）との取引に当たって、ANAグループからの独立性確保の観点も踏まえ、重要な取引に関する条件等について、複数の独立社外取締役を含む取締役会において十分に審議したうえで妥当性を備えた意思決定を行っております。

また、当社は、当社役員との取引が生じる場合、複数の独立社外取締役を含む取締役会において事前に当該取引および取引条件等を審議し、妥当性のある意思決定をおこなっております。さらに、関連当事者間の取引については、定期的な調査を行っており、関連当事者の取引の有無について確認を行っております。
（当社方針「13.関連当事者間の取引」）

【原則3-1　情報開示の充実】
当社は関係法令および東京証券取引所の定める適時開示等に係る規則を遵守するとともに、迅速、正確かつ公平の観点から積極的な情報開示に務めてまいります。

当社の「企業理念」、「行動指針」は、当社ウェブサイトにて開示されております。なお、当社は、「中期経営戦略」についても、策定後速やかにウェブサイトにて開示しております。

また、当社は、株主の平等性を確保しながら、すべての投資家、ステークホルダーが当社への理解を深められるよう適時適切に情報の開示を行います。（当社方針「6．適切な情報開示」）

詳細については、当社ホームページにて開示していますので、ご参照ください。

「企業理念」　https://www.starflyer.jp/starflyer/corporate/
「行動指針」　https://www.starflyer.jp/starflyer/corporate/
「中期経営戦略」　https://www.starflyer.jp/starflyer/corporate/mid-term-plan.html

なお、取締役会が決定した取締役および監査役の候補者については、候補者とする理由を当該年度の「株主総会招集ご通知参考書類」に記載しております。

【補充原則4-1-1　取締役会の決議事項と委任の範囲】
当社取締役会は、「取締役会規則」第11条（決議事項）に従い法令で定められた事項をはじめ、経営の基本方針、重要な業務執行のうち、組織再編、多額の資産の取得・処分等について審議・決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しています。なお、当社では独立社外取締役および社外監査役の意見を踏まえ十分かつ活発な議論のもと、取締役会が「中期経営戦略」および「事業計画」等について策定を行っております。

重要な事項のうち取締役会の決議を要しないものについては、常勤取締役および執行役員により構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定できるよう権限委譲を行うとともに、取締役会はその業務執行の状況を監督します。常勤取締役、担当部門長等の業務分担・権限については、「業務分掌」、「職務権限規程」および「職務権限基準表」において明確に定めております。

（当社方針「7．取締役会の役割および責務」）

【原則4-8　独立社外取締役の有効な活用】
当社では、取締役8名のうち、社外取締役は4名と半数を占め、3名が独立社外取締役であります。また、当社監査役会は、3名のうち2名が社外監査役により構成されています。当社取締役会は、これら社外役員の有用性について認識しており、社外取締役および社外監査役が審議案件に対して独立した客観的な立場から意見を述べる事により、経営陣の業務執行を監督する体制を構築しております。当社は、社外役員の質疑･意見による取締役会の議論の活性化、並びにさまざまな観点での意見の提示を通じた適切な意思決定や監督の実施等は、コーポレートガバナンスの充実に資すると判断しています。
（当社方針「11.社外取締役および社外監査役」）

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、持続的な企業価値向上の観点から経営の意思決定の適切性と迅速性の向上および経営の健全性の確保を図るため、当社における社外取締役および社外監査役を独立役員として認定する独立性基準を定めております。
さらに、取締役会は、以下の基準に基づき、多様な観点から事業計画の策定および事業運営への活発かつ率直な関与が期待できる社外役員の候補者を選任することとしております。
（当社方針「11.社外取締役および社外監査役」）

社外役員の独立性判断基準については、当社ホームページにて開示していますのでご参照ください。
https://www.starflyer.jp/starflyer/corporate/governance.html

【補充原則4-11-1　取締役会全体としてのバランス･多様性･規模等に関する考え方】
当社は、取締役会において活発な議論を行うための役員数（取締役および監査役の総数）として10名から13名程度を適正規模と考えております。現在の役員数は、取締役8名、監査役3名（計11名）です。役員候補者は、経営戦略、企業運営、マーケティング等の分野に優れた見識を有する方々を選定し、多様な観点から当社の事業計画の策定、新規事業の立上、事業運営に関与いただくことにより当社の企業価値を高めていきたいと考えています。
（当社方針「7．取締役会の役割および責務」）

【補充原則4-11-2　取締役･監査役の他の上場会社の役員の兼任状況】
当社社外取締役、社外監査役の取締役会への出席率は、70%～100%となっています。兼任状況は当社を含め2社程度であり、当社取締役･監査役としての役割･責務を適切に果たすために必要十分な時間を確保しております。社外取締役･社外監査役の兼任状況については、事業報告書にて毎年開示しております。
また、当社の取締役および監査役のうち他上場企業との役員兼務者は、監査役1名のみとなっています。

【原則4-11-3　取締役会評価の結果の概要】
取締役会の実効性確保のために、当社は年に一度全役員に対して取締役会での議案の内容および情報提供の状況等に関するアンケートを実施し、その意見を集約するとともに評価結果の概要を開示しております。

2016年度の取締役会の運営、役割と責務、監督機能、意思決定のプロセス等について、第三者機関によるアンケートを実施した結果、当社の取締役会は概ね適切に運営されており、その実効性が確保されていると評価されていることを確認しました。
また、取締役会がガバナンスに係る実質的な議論ができる場として機能できる様、事前の十分な情報提供や議論のフォローアップ、社外役員との意見交換会の継続開催などの要望が出されました。
より実効性の高い取締役会の実現に向けて、さらに改善を図ってまいります。

【補充原則4-14-2　取締役･監査役に対するトレーニングの方針】
当社では、新任取締役および新任監査役に対する法令上の責任に関するセミナー、役員に対する法改正および制度改正等に関する時事性の高いセミナーを適宜提供しております。
また、当社は、社外取締役および社外監査役に対して、必要に応じて会社の事業･組織等に関する知識を取得する機会を提供しています。
（当社方針「9．取締役および監査役のトレーニング」）

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、取締役常務執行役員がIR業務を担当し、経営企画本部等を管掌し、また、総務人事部などIR活動に関連する部署間の連携を図っています。

･投資家に対しては、当社の事業内容の理解促進、中期経営戦略にもとづいて当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わる事項を対話のテーマとすることなどにより、建設的な対話の実施を図っています。
･当社取締役会は、株主総会における株主の皆様との質疑応答を最も重要な対話の機会であると考えております。
･機関投資家からの面談申し込みに対しては、当社の事業内容･戦略の理解促進という観点から、前向きに対応しております。
･投資家との対話で得られた関心事項については、必要に応じて社長に報告を実施し、経営陣との情報共有に努めています。
･当社は、決算発表準備期間中における情報漏洩を防止するとともに開示の公平性を確保するために、決算発表前の一定期間においては、業績およびそれに付随する内容に関する問い合わせへの対応を控えます。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
ANAホールディングス株式会社	514,700	17.96
TOTO株式会社	140,000	4.89
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	92,671	3.23

株式会社安川電機	90,660	3.16
北九州エアターミナル株式会社	80,000	2.79
九州電力株式会社	70,000	2.44
日産自動車株式会社	60,000	2.09
福山通運株式会社	55,014	1.92
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	54,929	1.92
高橋　慧	46,100	1.61

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	空運業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
斉藤　淳	他の会社の出身者								△			
前原　典幸	他の会社の出身者								○			
柿花　祥太	他の会社の出身者					○		○	○			
柴田　悟	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

斉藤　淳	○	当該取締役が現在代表取締役社長を務めている北九州高速鉄道(株)と当社の間には特筆すべき営業上の取引関係はありません。また、同氏が社外取締役を務めていた北九州エアターミナル(株)は、当社の株主であり発行済株式総数の2.79%を保有しており、当社とは北九州空港旅客ターミナルビル等の賃貸借の取引があります。なお、同氏が勤務していた日産自動車(株)は当社の株主であり発行済株式総数の2.09%を保有しております。また、同氏が顧問を務めていた日産自動車九州(株)と当社との間には航空券売買の取引があります。	当該取締役は、北九州高速鉄道㈱に在籍され、そこで得られた豊富な経験と幅広い見識を、主に社外からの経営責任監視の観点から、当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。また、当社との間で特別の利害関係もなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないことから、独立性を有しています。
前原　典幸	○	当該取締役が総務本部　総務本部長を務めるＴＯＴＯ(株)は、当社の株主であり発行済株式総数の4.89%を保有しており、当社とは航空券売買の取引があります。また、同氏が社外取締役を務める北九州エアターミナル(株)は、当社の株主であり発行済株式総数の2.79%を保有しており、当社とは北九州空港旅客ターミナルビル等の賃貸借の取引があります。さらに、同氏は(株)リーガロイヤルホテル小倉の社外取締役も務めておりますが、当社との間には特筆すべき営業上の取引関係はありません。	当該取締役は、TOTO㈱に在籍され、そこで得られた豊富な経験と幅広い見識を、主に経営上の問題に対する現実に即した対応の観点から、当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をしております。また、当社との間で特別の利害関係もなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないことから、独立性を有しています。
柿花　祥太		当該取締役がグループ経営戦略室 経営企画部 担当部長を務めるＡＮＡホールディングス(株)は、当社の株主であり発行済株式総数の17.96%を保有しております。また、同氏が企画室 企画部 副部長を兼務する全日本空輸(株)は、当社との間でコードシェア協力や予約システム使用に関わる取引等があります。	当該取締役は、ＡＮＡホールディングス㈱に在籍され、そこで得られた豊富な経験と幅広い見識を、主に合理的な事業計画立案･遂行の観点から、当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。
柴田　悟	○	当該取締役が人事総務部 総務部長を務める(株)安川電機は、当社の株主であり発行済株式総数の3.16%を保有しており、当社とは航空券売買の取引があります。	当該取締役は、㈱安川電機に在籍され、そこで得られた豊富な経験と海外勤務等で培われた幅広い見識を、主に健全な財務体質の定着･維持の観点から、当社の経営に反映していただくことができます。また、当社との間で特別の利害関係等もなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないことから、独立性を有しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	1	0	1	社外取締役

補足説明

（1）報酬委員会は、取締役の報酬の額の決定について、報酬等の透明性、妥当性及び客観性を確保するために設置しております。
（2）報酬委員会の構成は3名以上とし、その過半数は社外役員又は社外有識者から選任することとしており、取締役会で決定しております。
（3）報酬委員会は、独立役員である社外委員2名と、社内取締役である社内委員1名で構成し、委員長は社外委員から選任しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名

監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(1) 緊密な連携を保つため、監査役・会計監査人・監査部による連絡会を定期的に開催し、積極的な情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めております。
(2) 常勤監査役は、監査部が行う各部門の内部監査に立会うなど、適切な連携関係の保持に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
片山　憲一	他の会社の出身者						○				○			
中平　雅之	他の会社の出身者										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
片山　憲一		当該監査役が代表取締役社長を務める北九州エアターミナル（株）は、当社の株主であり発行済株式総数の2.79%を保有しており、当社とは北九州空港旅客ターミナルビル等との賃貸借取引があります。	当該監査役は、北九州市港湾空港局長を始め、永きにわたり行政分野で活躍され、そこで得られた豊富な経験と幅広い見識によって、適切に業務遂行していただけるとの判断から、社外監査役として選任しております。
中平　雅之	○	当該監査役が取締役を務める第一交通産業（株）は、当社の株主であり発行済株式総数の0.93%を保有しておりますが、当社との間には特筆すべき営業上の取引関係はありません。	当該監査役は、㈱福岡銀行にて長きにわたり、業務執行に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。現在は、第一交通産業㈱に在籍され取締役の立場にあり、そこで得られた豊富な経験と幅広い見識によって、当社経営全般の監視と有効な助言が期待でき、適切に業務を遂行していただくことができます。また、当社との間で特別の利害関係等もなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないことから、独立性を有しています。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬の額については会社業績に基づいて決定することを基本方針として、報酬委員会(会社法第404条第3項に定める報酬委員会ではありません。)が、算定方法を含む役員の報酬体系について、取締役会の諮問に対して答申を行っております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、取締役会に付議されるすべての決議事項および報告事項について、社外取締役および社外監査役からの質疑を受け付けております。特に重要な議案については、社外取締役および社外監査役に対して必要に応じ事前に担当取締役・所管部門等による個別説明を行っております。
また、当社の取締役および監査役は、その職務の遂行に必要となる情報について、関連する部門へ情報や資料の提供を求め入手しております。
なお、社外役員を含む当社役員への情報提供については、取締役会事務局である総務人事部が支援を行っております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(a)取締役会・取締役
取締役会は、取締役8名(うち社外取締役4名)から構成され、株主からの負託を受け効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社が持続的に成長し中長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負っております。当社取締役会は、その責任を果たすため取締役および経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、社長その他の経営陣の指名、報酬の決定および当社をとりまく重大なリスクの評価および対応策の策定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行います。
なお、取締役の任期は、経営環境の変化に機動的に対応するとともに、経営責任の明確化を図るため、1年間としています。

(b)監査役会・監査役
当社は、監査役(3名、うち社外監査役2名)および監査役会を設置しております。監査役会は、年間計画に従って開催し、監査方針の決定、監査内容のレビュー、会計監査人の報告に基づく審査等を行っております。また、監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役会および重要な会議への出席、業務監査の実施を通じて、取締役の職務の適正性を監査しています。

(c)経営会議
重要な事項のうち取締役会の決議を要しないものについては、常勤取締役および執行役員により構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定できるよう権限委譲を行うとともに、取締役会はその業務執行の状況を監督します。常勤取締役、担当部門長等の業務分担・権限については、「業務分掌」、「職務権限規程」および「職務権限基準表」において明確に定めております。
なお、監査役の職務遂行のため、常勤監査役は経営会議へ出席しています。

(d)報酬委員会
当社は、独立社外取締役を委員長として、過半数を社外役員により構成する報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、役員報酬体系等に

関して、取締役会からの諮問を受けその適切性について検討し答申を行っております。取締役会は、会社業績に応じた報酬額の設定を原則として、報酬委員会の答申を得たうえで役員報酬体系に基づき役員報酬を決定しています。

(e) 会計監査人
当社は、会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識していることから、会計監査人の高品質な監査を可能とするため十分な監査時間を確保するとともに、当社経営陣との直接の面談や、経理部門および内部監査部門との連携を確保しております。
なお、会計監査人として有限責任あずさ監査法人を選任しており、会計および会計に係る内部統制の適正性と適法性について定期的に監査を実施しています。また、当期において監査業務を執行した公認会計士は、増田靖氏（継続監査年数：4会計期間）および山田尚宏氏（継続監査年数：2会計期間）であります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の属する航空産業は運航・整備等、各部門に高い専門性が求められることから、当社では各部門業務に精通した取締役又は執行役員が業務執行を行うこととしております。また、公共交通機関として透明性の高い経営を行う観点から、社外取締役並びに社外監査役を選任し、業務執行状況の監督・監視が適切に行える体制を構築しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	他社の株主総会が最も集中すると見込まれる日を避け、多くの株主様にご出席いただきやすい日に設定するよう努めてまいります。
その他	株主の皆様への早期情報開示の観点から、当社ホームページ等に招集通知を発送前に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを制定し、ホームページに掲載しております。	
IR資料のホームページ掲載	IR・企業情報の専用ページを設け、適時開示資料はもちろん、その他の必要と思われる情報についても適宜掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	財務経理部にIR担当を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムの構築に関する基本方針は、次のとおりであります。なお、本基本方針は、平成18年5月に制定され、その後、平成27年5月1日開催の取締役会において修正決議いたしました。

A 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
⑴ 当社グループは、「安全運航とともにコンプライアンス（法令はもとより、社内規程、企業倫理、社会規範に基づき良識をもって行動すること）を経営の基本とする」としたコンプライアンス規程の精神を役職員の行動の礎とする。
⑵ コンプライアンス委員会により、コンプライアンス体制の整備を図るとともに、公正かつ適切な経営の実現に努める。
⑶ 経営者直属の内部監査部門である「監査部」は、内部管理体制の適正性・有効性を検証し、適時経営者へ報告を行う。また、「企業倫理ホットライン」（内部通報制度）を設け、その運用は、当社監査部が所管する。
⑷ 当社グループの役職員は、「企業倫理ホットライン」（内部通報制度）により、不正行為等について直接に当社監査部または外部弁護士に対して通報または相談を行うことができる。

B 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、法令および社内規程の定めにより、適切に保存・管理する。情報漏洩・不正使用の防止および情報の有効活用のために、適正な管理体制の維持・向上に努める。

C 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
⑴ 企業活動の維持的発展の実現を阻害するリスクに対処するため、日常的にリスクを認識し、社内規程等に従い、損失の危機を回避・予防する。また、重大なリスクが顕在化したときは、被害を最小限に留めるための適切な措置を講ずる。
⑵ 当社グループは、「リスク管理規程」を制定し同規程においてリスクカテゴリーごとの責任部署を定め、グループ全体のリスクを統括的に管理する。

D 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
⑴ 毎月1回開催する定例取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催することにより、重要な業務執行については、十分な審議を経て決定する。
⑵ 取締役会による決定を要しない一定の重要な事項については、経営会議（原則として毎週1回開催）において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
⑶ 取締役の意思決定に基づく職務執行の効率化を図るため、「組織規程」および「職務権限規程」により各部門長の業務分担・権限を明確にする。

E 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
⑴ 当社は、「関係会社管理規程」に従い、グループ各社の事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行わせるとともに、各社の財産ならびに損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社取締役会の承認を受けるものとする。
⑵ 当社グループは、「コンプライアンス規程」を制定し、業務の適正性を確保するため当社グループの全ての役職員に周知徹底する。
⑶ 当社コンプライアンス委員会は、当社グループを一体的に掌握し活動を行なう。
⑷ 当社は、当社グループにおける意思決定、指揮命令系統、権限その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。
⑸ 子会社の主要な取締役および監査役は当社の関連部門の職員および監査役が兼務していることから、子会社において重要な事象が発生した場合、当社は当該子会社の取締役会を通じて速やかに報告を受ける。
⑹ 監査役および監査部は、当社グループを対象に監査役監査およびグループ内部監査を実施する。

F 財務報告の信頼性を確保するための体制
⑴ 当社グループの役職員は、事業運営において財務報告が極めて重要な情報であり、財務報告の信頼性を確保することは、当社グループの社会的な信用の維持・向上に資することを常に認識し、財務報告に係る内部統制の整備・運用に取組む。
⑵ 取締役会及び監査役は、経営者の業務執行を監督する機関でもあることから、経営者による定期的報告を通じ、経営者による内部統制の整備・運用について監視・監督の責任を負う。

G 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役会の求めにより独立性を確保した使用人を任命し、監査役会の指揮命令下に置くこととする。

H 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
⑴ 取締役および執行役員は、取締役会、監査役会、その他監査役が出席する重要会議において、定期的にその業務の執行状況を報告することとする。
⑵ 当社グループにおける重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要事実が発見された場合、所管部門は、直ちに監査役に報告を行なう。
⑶ 監査役は、上記のほか必要に応じ、当社グループの役職員に対し、業務の報告を求める。

I その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
⑴ 監査役会は、3名以上の監査役で構成され、その半数以上を社外監査役とする。
⑵ 監査役は、「監査役会規則」、「監査役監査基準」に基づき監査役監査を実施する。
⑶ 監査役は、必要に応じ、経営者および各部門長等との情報・意見の交換を行う。
⑷ 当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときには、速やかに適切な報告を行う。
⑸ 当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
⑹ 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
⑺ 監査役会が独立の外部専門家を顧問とすることを求めた場合、当社は監査役会の職務の執行に必要がないと認められる事案を除きその費用を負担する。

⑻ 会計監査については、会計監査人である監査法人により、独立した立場から監査業務が執行されるものとする。

J 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たない方針を堅持する。また、反社会的勢力による不当な要求に対しては、当社グループ全体で毅然とした対応をとるものとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「内部統制システムの構築に関する基本方針」「反社会的勢力対策規程」に基づき、反社会的勢力や団体に対し、一切の関係を遮断することを役員・従業員に徹底しております。
社内管理体制としては、統括部門を総務人事部、統括責任者を総務人事部長とし、「反社会的勢力対策規程」により、情報収集・研修等を行い、外部専門機関とも連携し排除体制を構築しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現時点において、導入予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。